第三節　監督

（帳簿書類の作成及び保存）

第百九条　消費者団体訴訟等支援法人は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（財務諸表等の作成、備置き及び提出）

第百十条　消費者団体訴訟等支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録等及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第四号及び第百二十二条第十一号において「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

２　消費者団体訴訟等支援法人の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一　定款

二　業務規程

三　役職員名簿

四　財務諸表等

五　経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

六　支援業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

３　消費者団体訴訟等支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、前項第三号及び第四号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告及び立入検査）

第百十一条　内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、消費者団体訴訟等支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、消費者団体訴訟等支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（適合命令及び改善命令）

第百十二条　内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等支援法人が、第九十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

２　内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、消費者団体訴訟等支援法人が第九十八条第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったと認めるとき、消費者団体訴訟等支援法人又はその役員若しくは職員が支援業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他消費者団体訴訟等支援法人の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（支援認定の取消し等）

第百十三条　内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等支援法人について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、支援認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により支援認定又は第百三条第三項若しくは第百四条第三項の認可を受けたとき。

二　特定非営利活動促進法第四十三条第一項又は第二項の規定により設立の認証を取り消されたとき。

三　第九十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

四　第九十八条第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

五　支援業務の実施に関し、対象消費者等の利益に著しく反する行為をしたと認められるとき。

六　前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

２　内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由により支援認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第五章　雑則

（官公庁等への協力依頼）

第百十四条　内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（権限の委任）

第百十五条　内閣総理大臣は、前二章及び前条の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第九十三条を削り、第三章第四節中第九十二条を第九十七条とする。

第九十一条の前の見出しを削り、同条を第九十六条とし、同条の前に見出しとして「（特定適格消費者団体への協力等）」を付する。

第九十条第一項中「財産的被害」を「財産的被害等」に、「第七十八条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、「第七号」の下に「に係る部分」を、「概要」の下に「、簡易確定手続開始決定の概要、第二十六条第一項、第二項前段及び第三項の規定による公告の概要、第二十七条第一項の規定による通知の概要」を加え、同条を第九十五条とし、第八十九条を削る。

第八十八条の表第二十九条第一項の項中「第六十五条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同表第三十一条第二項の項を削り、同表第三十一条第三項第七号の項中「第三十一条第三項第七号」を「第三十一条第二項第七号」に改め、同条を第九十四条とする。

第八十七条第一項中「第七十四条第一項各号」を「第八十条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十四条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない」を「第十三条に規定する」に、「第七十四条第一項各号」を「第八十条第一項各号」に改め、同項ただし書中「の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない」を「に規定する」に改め、同条第三項中「対象債権」を「対象債権等」に、「第七十四条第一項各号」を「第八十条第一項各号」に改め、同条第四項中「第七十四条第一項各号」を「第八十条第一項各号」に改め、同条第五項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「第七十一条第三項」を「第七十七条第三項」に、「第七十二条第三項」を「第七十八条第三項」に改め、同条第九項中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、第三章第三節中同条を第九十三条とする。

第八十六条第一項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「第六十九条第二項」を「第七十五条第二項」に、「第七十一条第三項」を「第七十七条第三項」に、「第七十二条第三項」を「第七十八条第三項」に改め、同項第二号中「第六十五条第四項各号」を「第七十一条第四項各号」に改め、同項第三号中「第六十五条第六項第一号」を「第七十一条第六項第一号」に改め、同条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同項第二号中「第八十三条第一項又は第三項」を「第八十九条第一項又は第二項」に改め、同項第三号中「第八十三条第二項又は第三項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第三項中「第七十八条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同条を第九十二条とする。

第八十五条第一項中「第六十五条第四項第二号」を「第七十一条第四項第二号」に改め、同条第二項中「第六十五条第六項第三号」を「第七十一条第六項第三号」に改め、同条を第九十一条とし、第三章第二節中第八十四条を第九十条とする。